

一般社団法人滋賀フードトラック協会（以下「本協会」という）との

「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等実施に関する協定」の締結について

1. 概要

本市内において、災害が発生した際に、避難所への炊き出し等実施を要請するため、手続きや取り組み内容等を事前に定めたものです。

2. 目的

災害時、避難所等において、備蓄食料等の食事のみでは、栄養等偏った食事になるケースが多く、災害関連死を招く可能性があります。そこで、キッチンカーによる炊き出しを実施することで、温かく、また、様々な食事の種類炊き出しが可能となり、避難所生活において復旧復興・生活再建への一縷の望みともなりえる協定内容となります。

3. 協定締結効果

災害時における、炊き出しに関する協定は今回初めての締結となります。本協定により、避難所において、温かく様々な種類の食事を提供することができます。また、本協会は、令和6年能登半島地震で被害のあった輪島市へ炊き出し活動をされ、現在も活動継続中であり、災害対応への経験が多くある団体となります。本協会は、32団体の構成協会となり、食事の種類が多くあること以外にも、長期間にわたり炊き出し活動が可能であります。以上のことから本協定は災害時の避難所生活においての食事の提供という意味だけに留まらず、動く原動力や災害関連死の防止への効果が高い大変有意義なものです。

災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等実施に関する協定書（案）

栗東市（以下「甲」という）と一般社団法人滋賀フードトラック協会（以下「乙」という）は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等（以下「炊き出し等」という。）の実施に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、栗東市内において、地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、その他の大規模な事故により生じる災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して、災害時における市民生活の早期安定を図る事を目的として、炊き出し等に関する事項を定める。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において、乙に対し、甲が開設した避難所等における炊き出し等の実施の協力を要請できる。

2 前項の定める炊き出し等の協力を要請するときは、協力要請書（別記様式第1号）により行う。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、事後において協力要請書を交付する。

3 乙は、前項の要請があったときは、直ちに炊き出し等の協力について、対応可能数等「物資可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により回答する。

（要請への協力、相互の対応）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り、炊き出し等の優先提供に積極的に協力する。

2 乙は、炊き出し等を行う場合、食品表示法に定める加工食品のアレルギー表示対象品目である「特定原材料7品目」及び「特定原材料に準ずるもの21品目」について、表示又は利用者に通知するなど、食物アレルギー対策に配慮する。

3 乙は、炊き出し等を行う場合、衛生的に取り扱える範囲内で管理を行うほか、加熱した食材を提供するなど、食中毒が発生しないよう対策を講ずる。

4 甲は、乙が前条の要請に基づき、炊き出し等に使用する車両について、優先車両として通行できるように配慮する。

5 乙は、炊き出し等を行う場合、無償の炊き出しである旨を明示し、「通常営業」と容易に区別できるようにする。

6 乙は、キッチンカーによる炊き出し等活動全般において、甲に、活動場所や供給状況等の情報共有を行い、甲の災害時の状況把握に協力するよう努める。

(実施報告)

第4条 乙は、物資の提供後速やかに、供給した物資の数量等を「物資可能数量・措置の状況報告書」(別記第2号様式)により甲に報告する。

(費用負担及び支払い)

- 第5条 乙は、第3条に基づく協力に必要な原材料費、移動費、燃料費及び労務費等に要した費用を、炊き出し費用として、甲に請求することができる。
- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。
 - 3 甲は、同条第1項の費用の請求があったときは、速やかに支払う。

(連絡責任者の報告)

- 第6条 甲及び乙は、この協定締結後速やかに連絡責任者を定める。
- 2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告する。連絡責任者に変更があった場合も、同様とする。

(平常時の情報交換、取り組み)

第7条 甲及び乙は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出しが円滑に行われる目的を前提として、平常時から、甲が行う防災総合訓練・イベント等についての情報交換を行い、イベント開催に伴う運営の協力やキッチンカーの派遣を協議する。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく活動に関して、活動上知り得た個人情報を協定終了後も含め、外部に漏らしてはならない。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

(有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日とする。ただし、有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとし、以降も同様とする。
- 2 甲は、乙が暴力団を含む反社会的勢力に属するものに関与したと認められたときは、前項の規定に関わらずこの協定を直ちに終了することができる。
 - 3 甲は、前項の規定により、この協定を終了したときは、その旨を直ちに乙に口頭又は電話等で通知するとともに、速やかに文書で通知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市
栗東市長 竹 村 健

乙 滋賀県大津市長等二丁目9番地6号
一般社団法人 滋賀フードトラック協会
代表理事 新田 日佐光

協力要請書

年 月 日

一般社団法人 滋賀フードトラック協会
代表理事 様

栗東市長

「災害救助における必要な物資の調達に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

問い合わせ先		
担当部署	課	
担当者	担当	
電話	—	—
F A X	—	—
メー ル		

別記様式第2号(第4条関係)

物資可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

(あて先)
栗東市長

一般社団法人 滋賀フードトラック協会
担当部署

年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり【準備可能です・供給しました】ので報告します。

記

準備可能・供給した 物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時・時刻
特記事項			
担 当 者			
所 属	氏 名	電話・FAX	メールアドレス

連絡責任者届

【栗東市】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・ 勤務時間:
- ・ 休 日:

【一般社団法人 滋賀フードトラック協会】

1 連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

2 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

3 勤務時間および休日

- ・ 勤務時間:
- ・ 休 日: